

- 無人航空機と航空機がニアミスする事案が発生しており、更なる安全確保を目的として、航空機及び無人航空機の運航者が飛行情報を共有できる機能（以下、「飛行情報共有機能」という。）を構築することとした。
- 飛行情報の共有に際し、無人航空機の機体情報の登録が必要であることから、登録する情報を検討するとともに、航空機及び無人航空機の運航者などが共有する情報について整理を行った。
- これらを踏まえ、今後、飛行情報共有機能の詳細設計及び構築等を行い、平成31年度の運用開始を目指す。

無人航空機の機体情報

<登録する項目>

- ✓ 製造者名
- ✓ 機体の名称
- ✓ 機体の種類
- ✓ 最大離陸重量
- ✓ 製造番号
- ✓ 自作機か否か
- ✓ 改造の有無（ホームページ掲載無人航空機のみ入力）

機体の色及び大きさは無人航空機を特定するために必要と考えられることから、将来、登録項目に含めることについて検討をする。

関係者で共有する情報

<情報の内容>

- ✓ 無人航空機運航者
 - 飛行の日時
 - 飛行の経路
 - 飛行の高度
- ✓ 航空機運航者
 - 位置情報等
 - ランデブーポイント等の情報
- ✓ 地方公共団体
 - 飛行禁止エリア
- ✓ 国土交通省航空局
 - 航空法上の無人航空機の飛行禁止空域等



表示される無人航空機の飛行情報のイメージ図

今後の進め方

- ✓ 飛行情報共有機能について、平成31年度の運用開始を目指し、平成30年度は詳細設計、機能構築、試験運用を行う。
- ✓ 加えて、無人航空機の安全な飛行のためのガイドラインに掲載するなど飛行情報共有機能をより多くの運航者等が利用するための方策についても検討を行う。